

田川広域定住自立圏共生ビジョン（案）に対する意見を募集します

田川市・香春町・添田町・糸田町・川崎町・大任町・赤村及び福智町（以下「田川市郡市町村」という。）では、国の定住自立圏構想に基づき、田川広域定住自立圏の形成を目指して、本年1月11日に定住自立圏形成協定を締結しました。

定住自立圏構想とは、各市町村の独自性を互いに尊重しながら、連携して、地域の活性化に向けた取組を推進していくもので、互いの役割分担の中で、定住に向けた機能の充実や地域の魅力の向上を目指すものです。

今回、具体的取組を記載した計画を策定するため、民間や地域の関係者を構成員とする「田川広域定住自立圏共生ビジョン懇談会」から意見をいただきながら、「田川広域定住自立圏共生ビジョン（案）」
https://www.joho.tagawa.fukuoka.jp/ki_ji0034995/3_4995_3351_up_mjpdjtjxy.pdf」を作成しましたので、この案を公表し、みなさんからの意見を募集します。

なお、提出のあった意見は、田川市郡市町村のホームページなどで公表し、必要に応じてビジョンに反映します。

田川広域定住自立圏共生ビジョン（案）の公表

(1) 公表期間

平成29年8月25日（金曜日）から9月25日（月曜日）まで

(2) 公表方法

ア 田川市郡市町村役場での配布

- | | |
|--------------|------------------|
| ・田川市役所総合政策課 | ・香春町役場まちづくり課 |
| ・添田町役場まちづくり課 | ・糸田町役場地域振興課 |
| ・川崎町役場企画情報課 | ・大任町役場総務企画財政課 |
| ・赤村役場政策推進室 | ・福智町役場まちづくり総合政策課 |

イ 郵送での配布

※ 希望される方は「6 意見の提出先・問い合わせ先」に記載の電話番号に、お電話でお申し込みください。

ウ 田川市郡8市町村のホームページへの掲載

田川広域定住自立圏共生ビジョン（案）

(https://www.joho.tagawa.fukuoka.jp/ki_ji0034995/3_4995_3351_up_mjpdjtjxy.pdf) (PDF : 23.87 メガバイト)

意見の提出（募集）期間

平成 29 年 8月25日（金曜日）から 9月25日（月曜日）まで【※必着】

意見を提出できる方

- (1) 田川市郡 8 市町村内に住所を有する者
- (2) 田川市郡 8 市町村内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体
- (3) 田川市郡 8 市町村内に通勤又は通学している者

意見の提出方法

- (1) 指定の様式（WORD）に「氏名（法人その他の団体は、事務所又は事業所の名称及び代表者の氏名）」、「住所（又は所在地）」、「連絡先（電話番号）」、「意見」を必ず記入の上、次のいずれかの方法により提出してください。
 - ア 意見提出箱（田川市役所本庁階売店付近通路）
 - イ 田川市郡 8 市町村役場へ持参（(2)アの場所と同様）
 - ウ 郵送（「6 意見の提出先」まで）
 - エ 電子メール（「6 意見の提出先」まで）

(2) 意見を提出する際は、どの箇所（ページ番号、行など）に対する意見であるかを

明記してください。

- (3) 匿名による意見の提出はできません。
- (4) 電話や口頭での意見の提出はできません。
- (5) 収集した個人情報、田川市個人情報保護条例（平成 14 年条例第 10 号）に従って適切に取り扱います。

募集により提出された意見に対する考え方の公表

(1) 公表内容

提出された全ての意見について、次の項目をとりまとめて公表します。

- ア 提出された意見の概要（※提出者の氏名、個人が特定できる情報を除く。）
- イ 提出された意見に対する田川市郡 8 市町村の考え方
- ウ 田川広域定住自立圏共生ビジョン（案）を修正したときは、その修正内容

(2) 公表時期 10月上旬

(3) 公表方法

ア 田川市郡8市町村役場での配布 ((2)アの場所と同様)

イ 郵送での配布

※ 希望される方は「6 意見の提出先・問い合わせ先」に記載の電話番号に、お電話でお申し込みください。

ウ 田川市郡8市町村のホームページへの掲載

意見の提出先・問い合わせ先

(1) 所在 (担当部署)

〒825-8501 福岡県田川市中央町1番1号

田川市総務部総合政策課政策推進係

(2) 電子メールアドレス kikaku@lg.city.tagawa.fukuoka.jp

(3) 電話番号 0947-85-7101

※ 平日 (土日祝日を除く。) の午前8時30分から午後5時00分まで

意見の提出先・問い合わせ先

(1) 所在 (担当部署)

〒825-8501 福岡県田川市中央町1番1号

田川市総務部総合政策課政策推進係

(2) 電子メールアドレス kikaku@lg.city.tagawa.fukuoka.jp

(3) 電話番号 0947-85-7101

※ 平日 (土日祝日を除く。) の午前8時30分から午後5時00分まで

このページに関するお問い合わせは

田川市総務部

総合政策課政策推進係

〒825-8501 福岡県田川市中央町1番1号

Tel : 0947-44-2000(内線406) Fax : 0947-46-0124

E-mail:kikaku@lg.city.tagawa.fukuoka.jp

URL:<http://www.joho.tagawa.fukuoka.jp/>

〔指定様式（別紙）〕

提出期限：平成29年9月25日（月曜日）必着

田川広域定住自立圏共生ビジョン案に対する意見書

以下に記載する全ての項目に記入の上、指定の方法で提出してください。

○ 氏名・住所・連絡先

氏名 (又は名称)	
住所 (又は所在地)	
連絡先	(電話番号)

※ 法人その他の団体は、「氏名又は名称」欄に、名称と代表者の氏名を記入してください。

○ 意見を提出できる方の区分

※右記の中で該当する番号に○印を記入して下さい。	1 田川市・香春町・添田町・糸田町・川崎町・大任町・赤村及び福智町（以下「田川市郡8市町村」という。）内に住所を有する者 2 田川市郡8市町村内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体 3 田川市郡8市町村内に通勤又は通学している者
--------------------------	---

○ 意見等記入欄

共生ビジョン案の ページ番号、行など	意見

共生ビジョン案の ページ番号、行など	意 見

意見の提出方法

- ① 意見提出箱（田川市役所本庁1階売店付近通路）
- ② 田川市郡8市町村役場へ持参
 - ・田川市役所総合政策課
 - ・香春町役場まちづくり課
 - ・添田町役場まちづくり課
 - ・糸田町役場地域振興課
 - ・川崎町役場企画情報課
 - ・大任町役場総務企画財政課
 - ・赤村役場政策推進室
 - ・福智町役場まちづくり総合政策課
- ③ 郵送（下に記載の「意見の提出先」まで）
- ④ 電子メール（下に記載の「意見の提出先」まで）

意見の提出先・問い合わせ先

- ① 所在（担当部署）
〒825-8501 福岡県田川市中央町1番1号
田川市総務部総合政策課政策推進係
- ② 電子メールアドレス
kikaku@lg.city.tagawa.fukuoka.jp
- ③ 電話番号
0947-85-7101
※ 平日（土日祝日を除く）の午前8時30分から午後5時00分まで